

3 宇市人第 7 9 号  
令和 3 年 4 月 2 8 日

宇治市職員労働組合  
執行委員長 東 昭彦 様

宇治市長 松村 淳子

夏季休暇の取得日数等の見直しについて（提起）

夏季休暇の取得日数等について、国や他団体の状況等を踏まえ、下記のとおり変更する。

記

- 1 夏季休暇の取得日数を 5 日以内に変更する。
- 2 夏季休暇の取得期間を 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までに変更する。
- 3 実施時期は、令和 3 年 7 月 1 日からとする。